

2 条例（化学物質適正管理）の概要

（１）化学物質適正管理指針（第６７条）

知事は、化学物質を業として取り扱う事業者が化学物質を適正に管理するために講ずべき指針（化学物質適正管理指針）を定める。

（２）特定化学物質の取扱量の把握・届出（第６８条）

特定化学物質の年間取扱量が１トン以上（特定第一種指定化学物質の場合は０．５トン）で、かつ、全事業所の従業員数が２１人以上の事業者（特定化学物質等取扱事業者）は、化学物質の取扱量を把握し、その把握した取扱量を毎年度、知事へ届け出なければならない。

特定化学物質とは

化管法の第一種指定化学物質と同じ５１５物質※をいう。

〔人に対する発がん性があると評価された特定第一種指定化学物質２３物質を含む。〕

※「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和５年４月１日に施行され、化管法の第一種指定化学物質が見直されたことに伴い、条例の特定化学物質も見直し後の物質が対象になりました。

- 見直し後の物質による、事故時の措置及び管理書作成提出は令和５年４月１日から。
- 見直し後の物質による、取扱量の把握は令和５年４月１日から、取扱量の届出は令和６年４月１日から。
- 令和４年度実績（令和５年度届出分）までは、見直し前の４６２物質が対象。

（３）特定化学物質等管理書の作成・提出（第６９条）

特定化学物質等取扱事業者のうち、１事業所において従業員数が２１人以上の事業者（特定事業者）は、特定化学物質等を適正に管理するために講ずる措置を記載した特定化学物質等管理書を作成し、知事へ提出しなければならない。

（４）事故時の措置（第７０条）

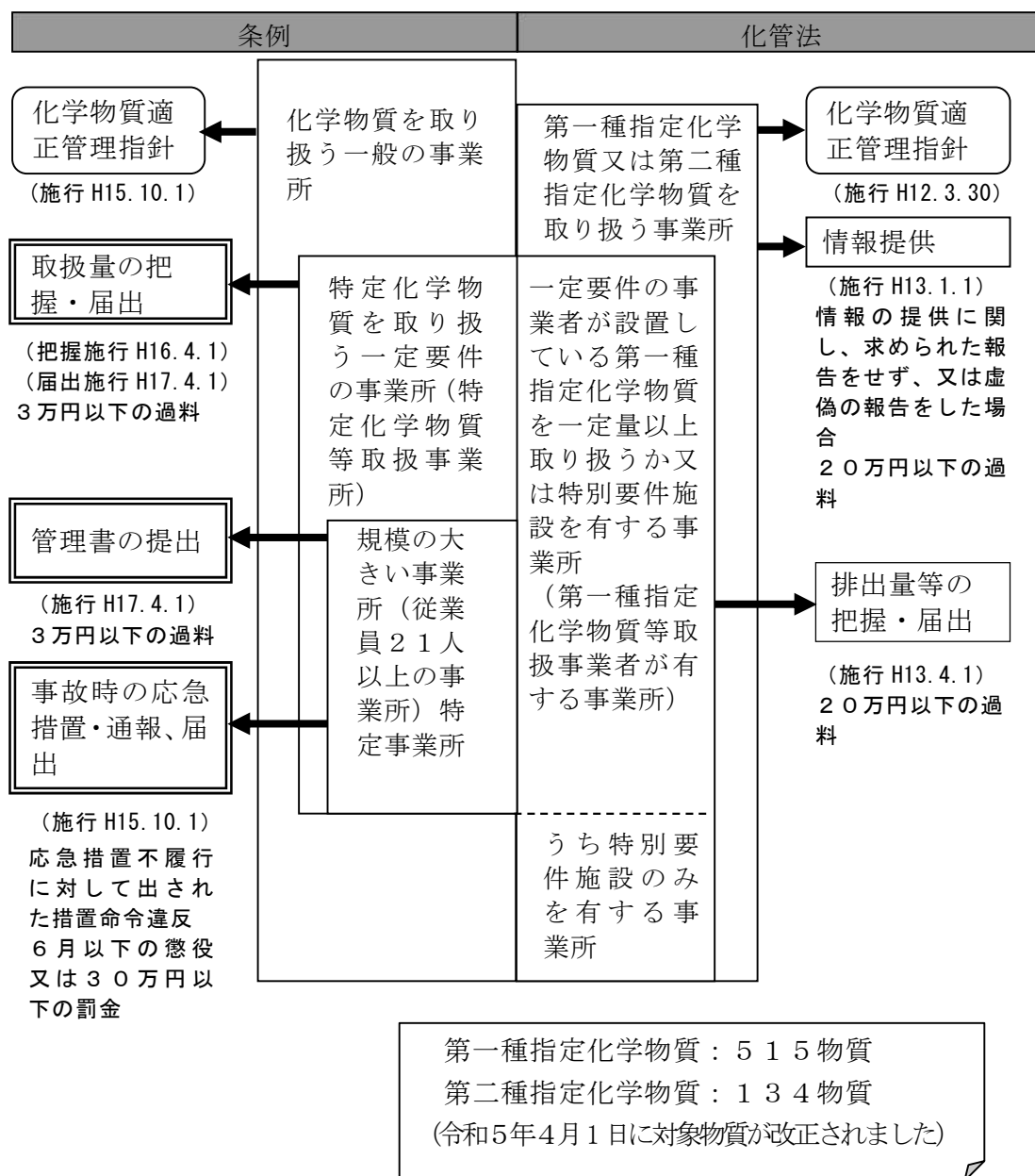
特定事業者は、施設の破損等の事故が発生し、特定化学物質が大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことによって、人の健康・生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、直ちに排出防止等の応急措置を講じ、事故の状況を知事に通報するとともに、速やかに応急措置の概要等について知事へ届け出なければならない。

特定化学物質等とは

特定化学物質及び特定化学物質を１％以上含有する製品
(特定第一種指定化学物質の場合は０．１％以上含有する製品)

(5) 対象事業所

条例と化管法に基づく事業者の届出等について、対象事業所の違いに着目して図示すると次のとおりとなります。



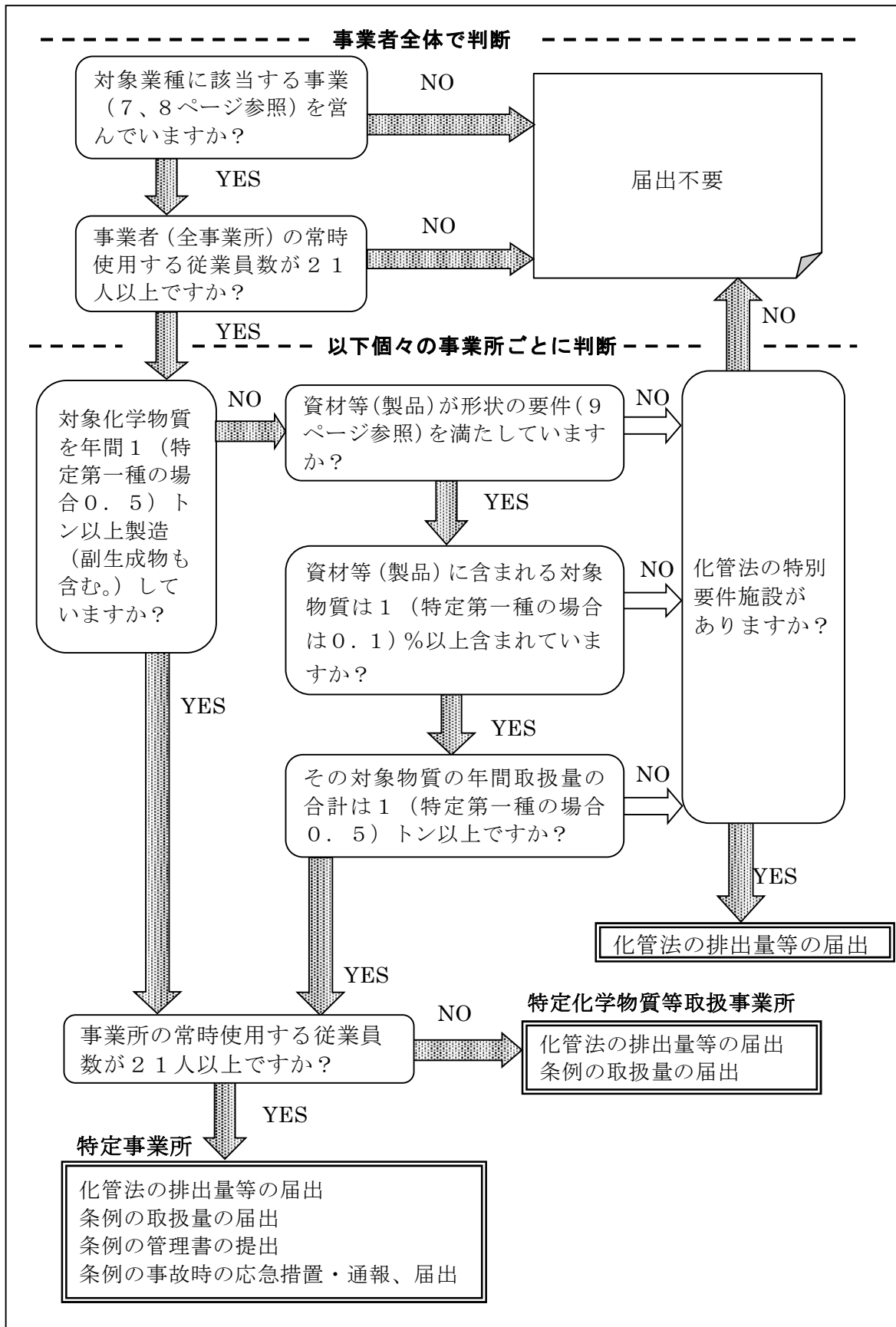
MSDSからSDSへ

国内では、平成23年度までは化学品の性状、取扱方法及び危険有害性などの情報提供に使用される文書は、一般的に「MSDS : Material Safety Data Sheet (化学物質等安全データシート)」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、「GHS : The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)」で定義されている「SDS : Safety Data Sheet (安全データシート)」に統一されました。

J I S Z 7253 において、SDS 作成についての手引きが記載されています。

(6) 条例と化管法の届出対象等判定

判定フロー図



対 象 業 種

番号	業種名	産業分類番号
1	金属鉱業	0500
2	原油・天然ガス鉱業	0700
3	製造業	
	食料品製造業	1200
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。）	1300
	酒類製造業	1320
	たばこ製造業	1350
	繊維工業	1400
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500
	木材・木製品製造業（家具を除く。）	1600
	家具・装備品製造業	1700
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800
	出版・印刷・同関連産業	1900
	化学工業（以下を除く。）	2000
	塩製造業	2025
	医薬品製造業	2060
	農薬製造業	2092
	石油製品・石炭製品製造業	2100
	プラスチック製品製造業	2200
	ゴム製品製造業	2300
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400
	窯業・土石製品製造業	2500
	鉄鋼業	2600
	非鉄金属製造業	2700
	金属製品製造業	2800
	一般機械器具製造業	2900
	電気機械器具製造業（以下を除く。）	3000
	電子応用装置製造業	3060
	電気計測器製造業	3070
	輸送用機械器具製造業（以下を除く。）	3100
	鉄道車両・同部品製造業	3120
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140
	精密機械器具製造業（以下を除く。）	3200
	医療用機械器具・医療用品製造業	3230
	武器製造業	3300
	その他の製造業	3400

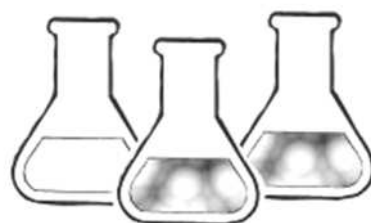
番号	業種名	産業分類番号
4	電気業	3500
5	ガス業	3600
6	熱供給業	3700
7	下水道業	3830
8	鉄道業	3900
9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）	4400
1 0	石油卸売業	5132
1 1	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）	5142
1 2	自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）	5220
1 3	燃料小売業	5930
1 4	洗濯業	7210
1 5	写真業	7430
1 6	自動車整備業	7700
1 7	機械修理業	7810
1 8	商品検査業	8620
1 9	計量証明業（一般計量証明業を除く。）	8630
2 0	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	8716
2 1	産業廃棄物処分業	8722
	特別管理産業廃棄物処分業	8724
2 2	医療業	8800
2 3	高等教育機関（付属設備を含み、人文科学のみに係るものを除く。）	9140
2 4	自然科学研究所	9210

※ 対象業種は化管法の届出対象業種と同じであり、この産業分類番号を使用します。

※ 「その他の製造業」については、P R T R排出量等算定マニュアル（経済産業省・環境省）を参考にして判定します。

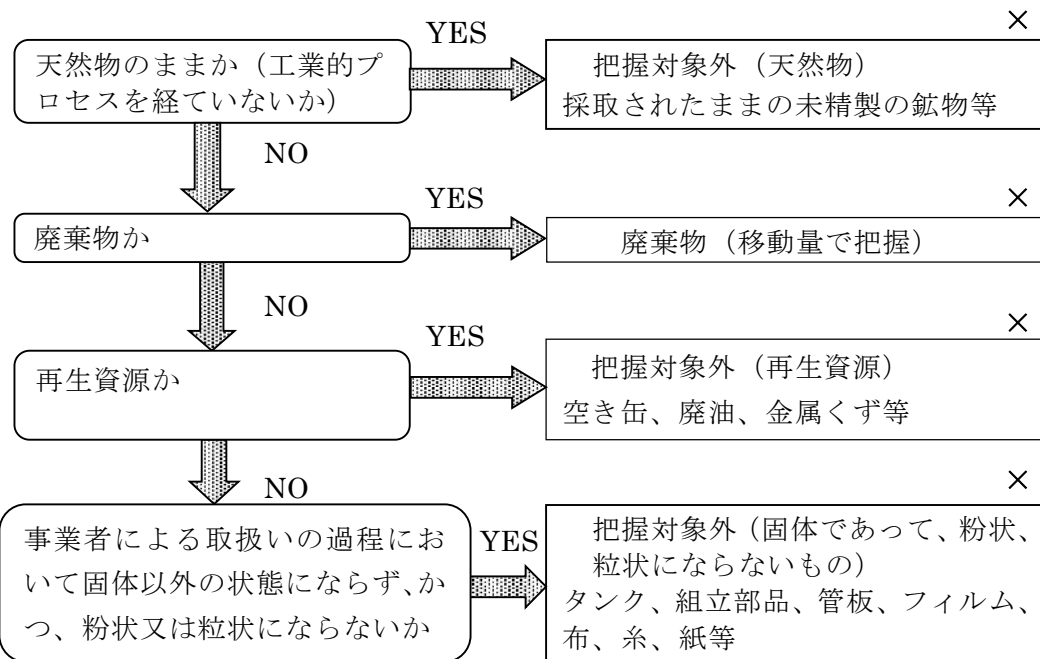
※ 公務は、その行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種に該当するかを判定します。

※ 2 2 医療業は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から追加されました。



資材等（製品）の形状の要件

把握が必要な原材料、資材等（製品）の判定



対象となる形状

- ア 気体又は液体のもの（溶剤、接着剤、塗料、冷媒など）
- イ 固体のもので固有の形状を有しないもの（粉末の添加剤、粉末の試薬、反応触媒など）
- ウ 固体のうち固有の形状を有するもので、取扱過程で溶解、蒸発又は溶解するもの（めっきの金属電極、インゴット、樹脂ペレット、ハンダなど）
- エ 精製や切断等の加工に伴い環境中に排出されるもの（石綿製品、切削工具等の部品など）

把握対象の製品
 化学薬品、ガソリン、染料、塗料、高圧ガス、溶剤、接着剤、洗浄剤、メッキ液、アスベストの板、インゴット、原油、石炭等